

空店舗の有効利用に関する貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場第一市場仲卸店舗における空店舗の有効利用を図るため、京都市中央卸売市場業務条例（以下「条例」という。）第64条第3項に規定する使用許可の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「第一空店舗」とは、従来仲卸業者が使用指定を受けていた店舗で、当該仲卸業者の使用資格の消滅に伴い空店舗となったものを、「第二空店舗」とは、第一空店舗以外の空店舗をいう。

(施設の使用 許可)

第3条 市長は、仲卸業者組合が第一空店舗を当該組合員による共同利用店舗として、第二空店舗を共同利用加工調製施設として使用しようとするときは、当該組合からの申請を受けて使用許可をすることができる。

2 前項の申請には、共同使用者名簿を添付するものとする。

(許可の取消し)

第4条 市長は、前条により使用許可した市場施設が、組合員の単独使用又は組合員以外による使用等共同利用施設以外の施設として使用が認められるときは、当該市場施設の使用許可を取り消すものとする。

(施設の返還)

第5条 仲卸業者組合は、第3条の規定により使用許可を受けた市場施設が条例第64条第1項に基づいて使用指定されるときは、直ちに当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。

(使用料)

第6条 第3条において使用許可した市場施設の使用料は、京都市中央卸売市場業務条例施行規則第72条後段の規定により、別表第7に掲げる仲卸業者売場使用料又は加工処理場使用料の80パーセントに相当する額とする。

(補則)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。